## 会議案第1号

## 北海道議会会議規則の一部を改正する規則案

北海道議会会議規則の一部を改正する規則

北海道議会会議規則(昭和31年北海道議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「出産」の次に「、育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない 事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

第47条中「必要がある」の次に「と認める」を加え、同条に次の1項を加える。

2 委員会は、その審査又は調査中の案件について、特に必要があると認めると きは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

第63条の見出し中「取消」を「取消し又は訂正」に改め、同条中「取り消す」を「取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第70条ただし書を削る。

第94条の次に次の1条を加える。

(請願の紹介の取消し)

- 第94条の2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった 後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前 においては、議長の許可を得なければならない。
- 2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

第112条中「すべて」を「法又はこの規則に定めるもののほか、」に改める。 第122条中「印刷して、」を削る。

第123条中「取消を」を「取消しを」に、「発言の取消」を「発言の取消し又は訂正」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 説 明

欠席の届出等について所要の改正を行うため、この規則を制定しようとする ものである。